

**短期入所生活介護事業所くっかけ七彩の家  
重要事項説明書**

**指定短期入所生活介護事業  
指定介護予防短期入所生活介護事業**

**社会福祉法人 洛西福祉会**

## 重要事項説明書

(短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービス)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、説明すべき事項は次のとおりです。

### 1 事業者

法人名	社会福祉法人 洛西福祉会
法人所在地	京都市西京区大枝北沓掛町1丁目3番地1
代表者名	理事長 中野 和彦
電話番号	(075)333-7716 FAX番号 (075) 333-7708
設立年月日	昭和61年 7月 1日

### 2 ご利用施設(事業所)の概要

事業所の種類	指定短期入所生活介護事業	指定日	平成 28 年 12 月 12 日	介護保険 指定番号	2674001132
	指定介護予防短期入所生活介護事業		平成 30 年 7 月 1 日		
事業の目的	社会福祉法人洛西福祉会が開設する短期入所生活介護事業所くつかけ七彩の家(以下「事業所」という。)の行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、組織、人員、設備及び運営に関する事項を定め、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る適切な介護サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。				
施設(事業所)の名称	短期入所生活介護事業所くつかけ七彩の家				
施設(事業所)の所在地	京都市西京区大枝北沓掛町1丁目3番地1				
管理者名	池村 直子(イケムラ ナオコ)				
電話番号	(075)333-7716 FAX番号 (075)333-7708				
施設の運営方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように介護し、日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとする。</li><li>2. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護福祉サービスの提供に努めるものとする。</li><li>3. 事業所は、要支援利用者が要介護状態とならないよう、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防し、日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとする。</li><li>4. 事業所は、事業の運営に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、関係行政機関、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、その他の保健、医療または福祉サービスを提供する事業所との密接な連携に努めるものとする。</li><li>5. 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号)」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。</li></ol>				
施設の開設年月	平成 28 年 12 月 12 日				
営業日	年中無休	受付時間	9:00~18:00		
利用定員	1. 定員 7 名 2. 併設している地域密着型介護老人福祉施設くつかけ七彩の家において、入居者が入院、外泊または退居により定員に欠員が生じた場合、その欠員を当事業の転用とし、その場合は定員を増す。ただし、入院者及び外泊者による欠員については、当該				

特養入所者の同意が得られた場合に限り変更できるものとする。			
敷地及び建物	建物	構造	鉄筋コンクリート造・地下1階付3階建て
居室等の概要			
居室・設備の概要	室数	備考	
個室(1人部屋)	7	居室の種類…ユニット型個室	
共同生活室	1		
浴室	1	個浴2槽(うち、機械浴1槽):併設する介護老人施設と併用	

### 3 職員の体制

#### ① 主な職員の配置状況

職種	職員数	事業者の指定基準
管理者(併設施設兼務)	1名(常勤)	1名
介護職員	常勤換算方法で合計12名以上、4名以上は常勤	12名
生活相談員	常勤換算方式で1名以上	1名
看護職員(機能訓練指導員を兼務)	常勤換算方式で1名以上	1名
医師	—	—
管理栄養士	1名以上	—

※管理者は併設する特別養護老人ホーム沓掛寮の副施設長と兼務しています。

※給食業務(調理員)については、業者委託しています。

※送迎業務の一部については、一部業者委託をしています。

※看護師の夜間帯(18:00～翌朝9:00)のオンコール業務は、業者委託しています。

※全ての職員は『短期入所生活介護事業所』以外に併設する『地域密着型老人介護福祉施設』と兼務しています。

② 主な職種の勤務体制

職 種	勤務体制
管理者	日勤( 9:00~18:00 )
生活相談員	日勤( 9:00~18:00 )
介護職員	早出( 6:50~15:50 ) ( 7:30~16:30 ) 日勤( 9:00~18:00 ) ( 10:00~19:00 ) 遅出( 12:00~21:00 ) ( 12:30~21:30 ) 夜勤( 21:00~ 8:00 ) 夜勤( 21:30~ 7:30 ) <p style="margin-left: 20px;">原則として職員 1 名あたりご利用者3名のお世話をします。</p>
看護職員	日勤( 9:00~18:00 )
管理栄養士	日勤( 9:00~18:00 )
機能訓練指導員	日勤( 14:30~16:30 )

#### 4 当施設が提供するサービスの概要と利用料金

##### ① 利用料金が介護保険から給付される場合(介護保険給付サービス)

###### 【サービス内容】

種類	内 容
食事の介助	管理栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体の状態に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事は、離床して食堂でとって頂けるように配慮します。 (食事配膳開始時刻) 朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 18:00
入浴の介助	入浴又は清拭を週2回行います。入浴困難の方は、機械浴(チェア)を使用しての入浴ができます。
排泄の介助	ご利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。
着替え等	寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、快適な生活が送れるよう、適切な整容を行う援助をします。
機能訓練	機能訓練指導員により、ご利用者の心身の状況に応じて、生活機能の維持・改善に努めます。

## 短期入所生活介護サービス

【介護報酬告示上の額(1日あたりの利用料)】

併設型ユニット型短期入所生活介護費			
居室形態	介護度	単位	金額(小数点以下切捨て)
ユニット型 個室	要介護1	704 単位	7,427 円
	要介護2	772 単位	8,144 円
	要介護3	847 単位	8,935 円
	要介護4	918 単位	9,684 円
	要介護5	987 単位	10,412 円

※長期利用の適正化(30日を超えて利用された場合に対する減算は以下の通りです)

併設型ユニット型短期入所生活介護費			
居室形態	介護度	31～60日	61日以降
ユニット型 個室	要介護1	674 単位	670 単位
	要介護2	742 単位	740 単位
	要介護3	817 単位	815 単位
	要介護4	888 単位	886 単位
	要介護5	957 単位	955 単位

事業所の状況及びご利用者の希望・状況により加算される金額			
項目名	条件	単位	金額
生活機能向上連携加算Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。</li> <li>理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。</li> </ul>	100単位/月 3月に1回を限度	1,055円
生活機能向上連携加算Ⅱ	訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。 ※個別機能訓練加算を算定している場合	200単位/月 ※100単位/月	2,110円 ※1,055円
機能訓練指導員配置	事業所が職員配置した場合に加算	12単位	126円
個別機能訓練加算	個別に機能訓練を実施した場合に加算	56単位	590円
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を短期事業専属に配置した場合に加算	4単位	42円
看護体制加算Ⅱ	専属の看護職員を配置した場合に加算	8単位	84円
看護体制加算Ⅲイ	看護体制加算Ⅰの要件を満たし、前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の占める割合が 70/100 以上の場合に加算	12単位	126円

看護体制加算Ⅳイ	看護体制加算Ⅱの要件を満たし前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の占める割合が70/100以上の場合に加算	23単位	242円	
医療連携強化加算	医療的重度者の受入した場合に加算	58単位	611円	
看取り連携体制加算	●次のいずれかに該当すること。 (1)看護体制加算(Ⅱ)または(Ⅳ)イもしくはロを算定していること。 (2)看護体制加算(Ⅰ)または(Ⅲ)イもしくはロを算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所、または、病院、診療所、訪問看護ステーション、本体施設の看護職員と24時間連絡できる体制を確保していること。 ●看取り期の対応方針を定め、利用開始の際に利用者・その家族等に内容を説明し、同意を得ていること。	64単位	675円	
夜間職員配置加算Ⅱ	夜間(午後10時から午前5時を含む16時間)勤務する職員を1名以上多く配置した場合に加算	18単位	189円	
夜間職員配置加算Ⅳ	夜間(午後10時から午前5時を含む16時間)勤務する職員を1名以上多く配置し、夜勤時間帯(午後10時から午前5時を含む16時間)を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合に加算	20単位	211円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師の判断により緊急に利用した場合に加算	200単位 7日限度	2,110円	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症者の場合に加算	120単位	1,266円	
送迎加算	利用者の心身の状況により送迎を実施した場合に加算	184単位 (片道)	1,941円	
緊急短期入所受入加算	緊急短期入所を受入した場合に加算 ※7日(やむを得ない場合がある場合は14日)限度	90単位	949円	
口腔連携強化加算	●事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関および介護支援専門員に対し、評価結果を情報提供した場合、1月に1回に限り所定単位数を加算する。 ●診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、事業所の従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。	50単位/回	527円	
療養食加算	医師の指示により特別な食事を提供した場合の加算	8単位/回 1日3回限度	84円	
在宅中重度者受入加算	利用している訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理を行わせた場合に加算	(1)看護体制加算Ⅰ又はⅢを算定している場合	421単位	
在宅中重度者受入加算 認知症専門ケア加算Ⅰ	利用している訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理を行わせた場合に加算 利用者の総数のうち認知症自立度Ⅲ以上の者の占める割合が1/2以上、かつ、認知症介護指導者研修を修了している者を1名以上に配置しチームとして専門的な認知症ケアを実施し、従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催した場合に加算	(2)看護体制加算Ⅱ又はⅣを算定している場合	417単位	4,441円
		(1)(2)いずれの看護体制加算も算定している場合	413単位	4,399円
		看護体制加算を算定していない場合	425単位	4,357円
		3単位	31円	4,483円
認知症専門ケア加算Ⅱ	加算(Ⅰ)の基準を満たし、介護職員、看護職員ごとの認	4単位	42円	

	知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している場合に加算		
生産性向上推進加算Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認されていること。</li> <li>● 見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入していること。</li> <li>● 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。</li> <li>● 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。</li> </ul>	100単位/月	1,055円
生産性向上推進加算Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。</li> <li>● 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。</li> <li>● 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。</li> </ul>	10単位/月	106円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	以下のいずれかに該当し、かつ、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	22単位	232円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	イ 介護福祉士 80%以上	18単位	189円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	ロ 勤続 10年以上介護福祉士 35%以上	6単位	63円
令和6年4月1日～5月31日	介護職員処遇改善加算Ⅰ	当事業にて算定する単位数の 83/1000	
	介護職員処遇改善加算Ⅱ	当事業にて算定する単位数の 60/1000	
	介護職員処遇改善加算Ⅲ	当事業にて算定する単位数の 33/1000	
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	当事業にて算定する単位数の 27/1000	
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	当事業にて算定する単位数の 23/1000	
	ベースアップ等支援加算	当事業にて算定する単位数の 16/1000	
令和6年6月1日～	介護職員処遇改善加算Ⅰ	当事業にて算定する単位数の 140/1000	
	介護職員処遇改善加算Ⅱ	当事業にて算定する単位数の 136/1000	
	介護職員処遇改善加算Ⅲ	当事業にて算定する単位数の 113/1000	
	介護職員処遇改善加算Ⅳ	当事業にて算定する単位数の 90/1000	
	介護職員処遇改善加算Ⅴ(1)～(14)	当事業にて算定する単位数の 124/1000～47/1000	

- \* 法定代理受領の場合は、上記金額から介護保険給付費額を除いた額となります。
- \* 法定代理受領でない場合は、上記金額相当額となります。
- \* 契約者の利用サービスに応じた利用単位及び加算単位を計算し、その単位数に10.55円を掛けて(端数切り捨て)介護報酬金額を計算しています。
- \* 加算算定については、ご契約者の状況及び施設の状況によって、厚生労働省告示により定められた基準に則り算定いたします。その為、上記加算が全て算定されるということではありません。
- \* サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算は、支給限度額の対象外の算定項目です。



## 介護予防短期入所生活介護サービス

【介護報酬告示上の額(1日あたりの利用料)】

併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費			
居室形態	介護度	単位	金額(小数点以下切捨て)
ユニット型 個室	要支援1	529 単位	5,580 円
	要支援2	656 単位	6,920 円

※長期利用の適正化(30日を超えて利用された場合に対する減算は以下の通りです)

併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費			
居室形態	介護度	単位数	金額(小数点以下切捨て)
ユニット型 個室	要支援1	503 単位	5,306 円
	要支援2	623 単位	6,572 円

事業所の状況及びご利用者の希望・状況により加算される金額			
項目名	条件	単位	金額
生活機能向上連携加算Ⅰ	外部のリハビリテーション専門職等より助言を受ける体制を構築し、助言を受けた上で当事業所職員が個別機能訓練計画を作成した場合	100単位/月 3月に1回を限度	1,055円
生活機能向上連携加算Ⅱ	外部のリハビリテーション専門職等が訪問して機能訓練を行う場合 ※個別機能訓練加算を算定している場合	200単位/月 ※100単位/月	2,110円 ※1,055円
機能訓練指導員配置	事業所が職員配置した場合に加算	12単位	126円
個別機能訓練加算	個別に機能訓練を実施した場合に加算	56単位	590円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師の判断により緊急に利用した場合に加算	200単位 7日限度	2,110円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症者の場合に加算	120単位	1,266円
送迎加算	利用者の心身の状況により送迎を実施した場合に加算	184単位 (片道)	1,941円
口腔連携強化加算	●事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関および介護支援専門員に対し、評価結果を情報提供した場合、1月に1回に限り所定単位数を加算する。 ●診療報酬の歯科点数表区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療料の算定実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、事業所の従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。	50単位/回	527円
療養食加算	医師の指示により特別な食事を提供した場合の加算	8単位/回 1日3回限度	84円
認知症専門ケア加算Ⅰ	利用者の総数のうち認知症自立度Ⅲ以上の者の占める割合が1/2以上、かつ、認知症介護指導者研修を修了している者を1名以上に配置しチームとして専門的な認知症ケアを実施し、従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催した場合に加算	3単位	31円
認知症専門ケア加算Ⅱ	加算(Ⅰ)の基準を満たし、介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している場合に加算	4単位	42円
生産性向上推進体制加算Ⅰ	●Ⅱの要件を満たし、Ⅱのデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。 ●見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ●職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用	100単位/月	1,055円

	等)の取組等を行っていること。 ●1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。		
生産性向上推進体制加算Ⅱ	●利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること。 ●見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ●1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。	10単位/月	106円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	以下のいずれかに該当し、かつ、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。 イ 介護福祉士 80%以上 ロ 勤続 10年以上介護福祉士 35%以上	22単位	232円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護福祉士が 60%以上	18単位	189円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	以下のいずれかに該当すること。 イ 介護福祉士 50%以上 ロ 常勤職員 75%以上 ハ 勤続 7年以上 30%以上	6単位	63円
令和6年4月1日～5月31日	介護職員処遇改善加算Ⅰ	当事業にて算定する単位数の 83/1000	
	介護職員処遇改善加算Ⅱ	当事業にて算定する単位数の 60/1000	
	介護職員処遇改善加算Ⅲ	当事業にて算定する単位数の 33/1000	
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	当事業にて算定する単位数の 27/1000	
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	当事業にて算定する単位数の 23/1000	
	ベースアップ等支援加算	当事業にて算定する単位数の 16/1000	
令和6年6月1日～	介護職員処遇改善加算Ⅰ	当事業にて算定する単位数の 140/1000	
	介護職員処遇改善加算Ⅱ	当事業にて算定する単位数の 136/1000	
	介護職員処遇改善加算Ⅲ	当事業にて算定する単位数の 113/1000	
	介護職員処遇改善加算Ⅳ	当事業にて算定する単位数の 90/1000	
	介護職員処遇改善加算Ⅴ(1)～(14)	当事業にて算定する単位数の 124/1000～47/1000	

- \* 法定代理受領の場合は、上記金額から介護保険給付費額を除いた額となります。
- \* 法定代理受領でない場合は、上記金額相当額となります。
- \* 契約者の利用サービスに応じた利用単位及び加算単位を計算し、その単位数に10.55円を掛けて(端数切り捨て)介護報酬金額を計算しています。
- \* 加算算定については、ご契約者の状況及び施設の状況によって、厚生労働省告示により定められた基準に則り算定いたします。その為、上記加算が全て算定されるということではありません。
- \* サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算は、支給限度額の対象外の算定項目です。

② 介護保険給付外サービス(実費負担いただく料金) 1日あたりの額

種類	内 容	利 用 料
特別な 送迎代	当施設の事業実施区域外の方で、送迎を希望される場合。(原則は、西京区内しか実施しません。)	西京区内 … なし 西京区以外… 1km235円で算出し、 1,922円を控除した後の 金額
食費	ご利用者に提供する食事に関する費用です。	朝食 … 420円 昼食 … 630円 夕食 … 630円
滞在費	滞在するに当たり、居室種類により発生する費用です。	日額2,380円
おやつ代	ご希望により、15時頃に提供するおやつ代及びコーヒー等の費用	日額150円
喫茶代	ご希望により、コーヒー等の喫茶費用として (おやつ代の支払がある方は喫茶費用を含む為、徴収しません)	日額80円
嗜好品代	お酒、利用者が希望される飲み物	実費
理・美容代	ご希望により、出張による美容サービスをご利用いただけます。	実費
レクリエーション、行事活動	ご希望により、レクリエーションや行事活動に参加された場合、材料費や参加費として	実費
テレビ 使用料	テレビを設置させていただいた場合、有料にてご利用頂けます。	日額50円
電気機器 使用代	各居室において電気機器を使用される場合、1つにつき1日50円	日額50円
電気あんか 使用料	ご希望により、電気あんかを貸し出し、使用された場合、有料にてご利用頂けます。	日額100円

※所得に応じて各種の減免制度があります。

減免制度適用者は、その証書記載の金額を適用します。

食 費:日額を厚生労働省告示による基準費用額として、  
所得第1段階300円、第2段階600円、第3段階①1,000円、第3段階②1,300円  
のご負担。

滞在費:日額を厚生労働省告示による基準費用額として、  
所得第1段階820円、第2段階820円、第3段階①②1,310円のご負担。  
令和6年8月から、  
所得第1段階・第2段階880円、第3段階①②1,370円のご負担。

#### 4-2 利用の中止、変更、追加(契約書第11条参照)

利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の入院等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	4,060円

#### 4-3 事故発生時の対応

事業所は短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な処置を講じるものとします。

#### 5 当施設の苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、下記の窓口でお受け致します。

苦情受付窓口	(苦情受付窓口担当者) 生活相談員・管理者 (苦情解決処理責任者) 地域密着型介護老人福祉施設くつかけ七彩の家 施設長		
受付時間	毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00		
電話・FAX	(075)333-7716 FAX(075)333-7708		
苦情受付箱	玄関に苦情受付ボックスを設置しています		
そ の 他	当施設以外にも地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、各区役所、国民健康保険団体連合会、第三者委員等でも苦情を受付けております。		
	◆京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談係 〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内 電話:075-354-9090 FAX: 075-354-9055 受付時間:午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分(土・日・祝日は除く)		
	◆京都府福祉サービス運営適正化委員会 〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル 京都府立総合社会福祉会館 5 階 電話: 075-252-2152 ファックス: 075-212-2450 受付時間: 月曜日～金曜日 午前 9:00～午後 5:00 (祝日・年末年始は除く)		
	◆京都市西京区洛西支所 保健福祉センター健康長寿推進課 〒610-1198 京都市西京区大原野東境谷町二丁目 1-2 電話: 075-332-9274 FAX: 075-332-8420		
	◆その他の苦情申立先		
	◆西京区洛西支所以外の保健福祉センター健康長寿推進課 連絡先	◆主な地域包括支援センター	
	北区役所 432-1364	南区役所 681-3296	沓掛 335-2201
	上京区役所 441-5106	右京区役所 861-1416	境谷 331-8781
	左京区役所 702-1069	京北出張所 852-1815	
	中京区役所 812-2566	西京区役所 381-7638	◆第三者委員
	東山区役所 561-9187	伏見区役所 611-2278	榊 信一 331-4150
	山科区役所 592-3290	深草支所 642-3603	
	下京区役所 371-7228	醍醐支所 571-6471	

## 6 第三者評価の実施状況について

当施設では、第三者による調査を受けています。

実施した年月日	令和5年12月15日
実施した評価機関の名称	一般社団法人京都市老人福祉施設協議会
当該結果の開示状況	ホームページにて公開

## 7 非常災害時の対策

非常時の対応	消防計画に基づいた対応をいたします。
近隣との協力	洛西ふれあいの里等消防互助会との協力体制をとります。
防災設備	法令に基づいた設備を設置しています。
消防計画等	ご希望により開示させていただきます。

## 7 記録の整備について

事業所は、利用者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存するものいたします。

- (1) (介護予防)短期入所生活介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

## 8 個人情報の保護について

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものいたします。

事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものいたします。

9 当施設ご利用の際に留意いただく事項

項 目	留 意 事 項
ご持参頂くもの	別紙「所持品一覧表」に基づいてご用意下さい。
持ち込めないもの	危険品等(施設にご確認下さい。)
施設利用上の注意	契約書、運営規程に基づいたご利用をお願いします。
所持金・品の管理	ご希望により事業所で管理(預り)させていただきます。
喫煙	喫煙は定められた場所で行います。 たばこ等は介護職員が管理(預り)させていただきます。
迷惑行為等	契約書第 16 条に定められた行為
緊急時の医療	沓掛寮診療所 10:00～17:00 洛西ニュータウン病院
緊急時の連絡先	氏名
	① 住所 <input type="checkbox"/> 身元引受人と同じ
	本人との関係( ) 電 話( ) 携帯電話( )
	氏名
	② 住所 <input type="checkbox"/> 身元引受人と同じ
	本人との関係( ) 電 話( ) 携帯電話( )

## 標準的な利用者の利用料金額表

### 1. 介護給付費の金額加算(標準的な加算等)

#### 介護予防短期入所生活介護サービス

併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費・サービス提供体制強化加算Ⅱ(18単位)・  
介護職員処遇改善加算Ⅰ

#### 短期入所生活介護サービス

併設型ユニット型短期入所生活介護費・サービス提供体制強化加算Ⅱ(18単位)・  
夜勤職員体制加算Ⅱ(18単位)・介護職員処遇改善加算Ⅰ

### 2. 介護給付費以外の金額

ユニット型	4,260円	[食費・滞在費・おやつ代・テレビ代]
-------	--------	--------------------

- ※ 食費は、朝食420円、昼食・夕食630円となります。  
概算では、1日分(1,680円)で計算しています。
- ※ おやつ代(150円)、テレビ代(50円)は希望により請求します。

#### 上記条件での計算した1日の標準利用者負担金額表

	要支援1	要支援2
利用者負担 1 割	4,919 円	5,071 円
利用者負担 2 割	5,577 円	5,881 円
利用者負担 3 割	6,235 円	6,691 円

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担 1 割	5,151 円	5,232 円	5,323 円	5,408 円	5,491 円
利用者負担 2 割	6,041 円	6,204 円	6,385 円	6,556 円	6,721 円
利用者負担 3 割	6,932 円	7,175 円	7,447 円	7,704 円	7,951 円

### 3. その他として

送迎を希望された場合については、自己負担金が発生します。

- ※ 令和6年6月1日現在の状況です。施設の状況が変われば金額に増減が生じます。
- ※ 個別の状況や施設の状況にあわせて金額が変わる加算等の項目があるため、状況により金額が増減することがあります。
- ※ 介護給付費以外の金額は、利用者の希望により増減します。(おやつ代及びテレビ)
- ※ 介護給付費以外の金額は、利用者の各種の減免証により減免されます。

## 個人情報に関する事項（契約者用）

秘密保持に関する下記項目について、個人情報の使用及び管理方法について同意いたします。ただし、二重線で削除した情報(項目)については、その使用に同意いたしません。

- 1) 職員間の情報共有としての使用  
サービス提供に当たり、事業所内の職員で共有すべき契約者及び家族の状況等の基本情報については、同事業所内職員間での共有を行います。また、必要に応じ、個別の台帳等に記録をします。
- 2) 居宅支援事業所及び他のサービス事業所よりの照会による使用  
事業所で作成されたサービス利用書等について契約者と関係する他の事業所より照会を受けた際、必要な情報を提供します。
- 3) サービス担当者会議における契約者及び家族の個人情報使用  
目標の達成状況等の確認及び評価の為にサービス担当者会議内において、契約者及び家族の状況を伝える必要が生じた場合に氏名等の個人が特定できる情報を使用させていただきます。
- 4) 各公共機関からの問い合わせでの使用  
介護保険事業に伴い、介護保険事業者等(役所等)よりの問い合わせがあった場合についての必要な情報を提供します。また、警察等の身元不明者についての問い合わせに、契約者が該当された場合に情報を提供します。
- 5) 緊急時間問い合わせでの使用  
サービス利用等により緊急時が発生した場合で、各サービス事業者より緊急連絡先(携帯番号)等の問い合わせがあった場合に、緊急連絡先をお伝えします。
- 6) 施設が発行する広報誌等についての写真使用  
施設が発行する広報誌等について、職員の良識の範囲内において、契約者が写る写真を掲載等させていただきます。
- 7) 実習生等への情報提供  
社会福祉施設として、実習生を受け入れた際に、最低限、実習に必要な最低限の個人情報について提供をさせていただきます。



当事業者は、指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人洛西福祉会 短期入所生活介護事業所くっつけ七彩の家

説明者	職名： 生活相談員
	氏名： 奥本 皓平 印

私は、事業者から重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、個人情報に関する事項も含めその内容に同意のうえ、本書面を受領しました。その他として、介護保険外サービス項目で、希望してサービスを受けた場合に当該サービスの利用料金を支払うことに同意します。

同意日： 令和\_\_年\_\_月\_\_日

同意者 (利用希望者)	住所 ..... .....
	氏名 印

※ 実際に利用者される方の署名欄です。

署名代行者	住所 ..... .....
	氏名 印
	(同意者との関係)

※ 本人記入の場合は、署名代行者の記入はいりません。

事業者 京都市西京区大枝北沓掛町1丁目3番地1  
社会福祉法人 洛西福祉会  
理事長 中野 和彦 印

## 個人情報に関する事項(家族用)

契約者名	
------	--

秘密保持に関する下記項目について、社会福祉法人 洛西福祉会に所属する職員が上記契約者に関連する家族情報の使用及び管理について、下記の通り同意いたします。ただし、二重線で削除した情報(項目)については、その使用に同意いたしません。

1) 職員間の情報共有としての使用

サービス提供に当たり、事業所内の職員で共有すべき契約者及び家族の状況等の基本情報については、同事業所内職員間での共有を行います。また、必要に応じ、個別の台帳等に記録をします。

2) 居宅支援事業所及び他のサービス事業所よりの照会による使用

事業所で作成されたサービス利用書等について契約者と関係する他の事業所より照会を受けた際、必要な情報を提供します。

3) サービス担当者会議において家族の個人情報使用

目標の達成状況等の確認及び評価の為にサービス担当者会議内において、家族の状況を伝える必要が生じた場合に氏名等の個人が特定できる情報を使用させていただきます。

4) 各公共機関からの問い合わせでの使用

介護保険事業に伴い、介護保険事業者(役所)よりの問い合わせがあった場合、また、警察等の身元不明者についての問い合わせがあり、契約者が該当された場合に家族の連絡先についての情報を提供します。

5) 緊急時間問い合わせでの使用

サービス利用等により緊急時が発生した場合で、各サービス事業者より連絡先(氏名・住所・電話番号・携帯番号 等)の問い合わせがあった場合に、必要に応じてお伝えします。

6) 実習生等への情報提供

社会福祉施設として、実習生を受け入れた際に、最低限、実習に必要な最低限の個人情報について提供をさせていただきます。

同意日 令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日

契約者の家族 (住 所)

(氏 名)

印

(続 柄)



# 「短期入所生活介護(ショートステイサービス)」

## 及び

# 「介護予防短期入所生活介護(ショートステイサービス)」

## 【利用契約書】

◇◇ 目 次 ◇◇	
第一章 総 則	第1条(契約の目的) 第2条(契約期間) 第3条(利用者のサービス利用) 第4条(サービス計画の作成・変更) 第5条(介護保険給付対象サービス) 第6条(介護保険給付対象外サービス) 第7条(サービスの提供記録) 第8条(運営規程の遵守)
第二章 料金	第9条(サービス利用料金の支払) 第10条(保険給付請求のための証明書の交付) 第11条(利用の中止・変更・追加) 第12条(利用料金の変更)
第三章 事業者・施設の義務等	第13条(事業者及び施設従事者の義務) 第14条(守秘義務等)
第四章 契約者・利用者の義務	第15条(利用者の施設利用上の義務) 第16条(利用者の禁止行為)
第五章 損害賠償(事業者の義務違反)	第17条(損害賠償責任)
第六章 契約の終了	第18条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助) 第19条(契約者からの契約解除) 第20条(事業者からの契約解除) 第21条(精 算)
第七章 その他	第22条(苦情処理) 第23条(協議事項)

# 利用契約書

本契約書の署名押印する者(以下「契約者」という。)と社会福祉法人洛西福祉会(以下「事業者」という。)は、地域密着型介護老人福祉施設くつかけ七彩の家に併設するショートステイ・指定短期入所生活介護事業所くつかけ七彩の家(以下「施設」という。)において事業者から提供される短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

## 第一章 総則

### (契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法令及び事業者が定める運営規定の趣旨にしたがって、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

- 2 事業者が、契約者に対して実施する短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、費用等を短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画(以下「サービス計画」という。)に定めるとおりとします。

### (契約期間)

第2条 この契約の有効期間は、契約締結の日から要介護認定の有効期限までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護認定の区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には双方協議することとします。

- 2 契約満了日の7日以上前までに契約者から書面による契約終了の申出がない場合、この契約は自動更新され、以後も同様とします。

### (利用者のサービス利用)

第3条 施設が提供する短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスのうち、利用者が利用するサービスの具体的な内容は、「重要事項説明書」または「サービス計画」による合意により決めるものとします。

- 2 利用者が施設の提供する短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを受けようとする場合には、契約者は、施設に対して利用する期間を明示して申込むものとします。また、依頼をされている居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所を通じて連絡調整等の便宜の提供を受ける事ができます。この場合施設は、居室が確保できないなど施設運営に著しい支障をきたさない限り、利用者の利用を断ることはできません。
- 3 施設は、前項後段において利用者の利用を断る場合にあっては、利用者の利用する居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業所への連絡、その他適当な短期入所生活介

護事業者又は介護予防短期入所生活介護事業者の紹介等必要な手続きをいたします。

- 4 施設は、利用者に対して短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供するにあたり、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

#### (サービス計画の作成・変更)

- 第4条 施設は、利用者が相当期間以上継続して利用する場合には、主治の医師の診断書等により、利用者の心身状況や希望およびその置かれている環境を踏まえて、速やかに、サービス計画を作成します。サービス計画は利用者には交付するものとします。
- 2 サービス計画には、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。また、居宅サービス計画又は介護予防支援計画が作成されている場合は、その内容にそって作成します。
  - 3 施設は、サービス計画作成後も、当該計画の実施状況を把握し、利用者の希望にも配慮し、必要に応じて当該サービス計画の変更を行います。また、居宅サービス計画又は介護予防支援計画に変更があった場合、要支援及び要介護更新申請時・区分変更申請時も同様です。
  - 4 利用者またはその家族は施設に対し、いつでもサービス計画の内容を変更するよう申出ることができます。この場合、施設は、明らかに変更の必要がないときまたは変更が第1条の趣旨に反する場合を除き、利用者の希望に添うように計画を変更します。
  - 5 施設は、サービス計画を作成または変更するときには、利用者および利用者の家族等に対しその内容を説明し、文書にて同意を得るものとします。
  - 6 施設は、利用者が居宅サービス計画又は介護予防支援計画の変更を希望するときは、速やかに居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業所に連絡するなど必要な援助を行います。

#### (介護保険給付対象サービス)

- 第5条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

#### (介護保険給付対象外サービス)

- 第6条 事業者は、契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供するものとします。
- 2 食事に関する費用(食事介護費用除く食費)及び施設に滞在することで発生する費用(滞在費)は、介護保険給付対象外サービスとして提供するものとします。
  - 3 前項の他、事業者は、送迎、理美容、その他日常生活において通常必要となるもので特にご希望のサービス提供を介護保険給付対象外サービスとして提供するものとします。
  - 4 前3項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
  - 5 事業者は、第1項及び第2項及び第3項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者に対してわかりやすく説明するものとします。

#### (サービスの提供記録)

- 第7条 施設は、利用者に対して短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護

サービスを提供する毎に、当該サービスの提供日および内容、並びに介護保険から支払われる報酬等の必要事項を記録し、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス提供の完結日から5年間保存します。

- 2 利用者または利用者の家族等は、施設に対し、いつでも前項に規定する記録の閲覧および複写物を求めることができます。

#### (運営規程の遵守)

第8条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づく短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供するとともに、建物及び附帯設備の維持管理を行うものとします

- 2 本契約における運営規程については、この契約に付随するものとして、事業者、契約者並びに利用者ともに遵守するものとします。事業者がこれを変更する場合は、契約者又は利用者に対して説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第二章 料金

#### (サービス利用料金の支払)

第9条 契約者は、要介護度に応じて第5条に定めるサービスを受け、「重要事項説明書」及び「サービス利用書」に定めるとおりの利用料金から法定代理受領サービスに該当する介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。ただし、利用者が未だ要介護認定を受けていない場合等、法定代理受領サービスに該当しない場合には、サービス利用料金の全額を支払うものとします。

- 2 契約者は、第6条に定める斡旋によるサービスについては、「重要事項説明書」に定めるとおりの利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 事業者は契約者に対し、利用者の利用月ごとに計算して請求書を発行します。請求書には、利用者が利用した各種サービスにつき、内訳および介護保険適用の有無、法定代理受領の有無等を明示しますので、原則 金融機関口座から自動引き落とし致します。
- 4 事業者は、サービス利用料金の支払を受けたときは、領収書を発行します。

#### (保険給付請求のための証明書の交付)

第10条 事業者は法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供した場合において、契約者から利用料の支払を受けたときは、利用者に対して、サービス提供証明書を交付します。

- 2 サービス提供証明書には、提供した短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの種類・内容・利用単位・費用等を記載します。

#### (利用の中止・変更・追加)

第11条 契約者は、利用期間前において、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更もしくは新たなサービスの利用を追加すること

ができます。この場合には、速やかに事業者申し出るものとします。

- 2 契約者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 契約者は、利用期間中であっても、サービスを中止することができます。この場合、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金及び第 15 条の規定等に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 4 前項によりサービスの利用を中止する場合、施設は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

#### (利用料金の変更)

第12条 第9条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第9条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して事前に説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第三章 事業者・施設の義務等

#### (事業者及び施設従事者の義務)

第13条 事業者及び施設従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 施設は、利用者の体調・健康状態等の必要な事項について、施設の医師・看護職員もしくは主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関と連携及び利用者またはその家族から聴取・確認したうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 施設及び施設従事者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととします。ただし、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、事前に契約者または家族等に説明をし、文書により同意のうえ、その状況を記録します。
- 5 施設は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族及び主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応をいたします。

#### (守秘義務等)

第14条 事業者および施設の従業員は、正当な理由がない限り、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供にあたって知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしません。



- 2 事業者は、施設の従業員が退職後、在職中業務上知り得利用者またはその家族の秘密を正当な理由なく、漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 契約者は、施設がサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いることに同意します。また施設は、利用者に緊急の医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 4 施設は、利用者の家族からあらかじめ、文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いませぬ。

#### 第四章 契約者・利用者の義務

##### (利用者の施設利用上の義務)

第15条 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要がある場合には、施設従事者が利用者の居室に立ち入り、必要な処遇をとることを認めるものとします。ただし、その場合事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者が、施設、設備等について、著しい滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用で原状に復するか、または相当の代価を契約者が支払うものとします。

##### (利用者の禁止行為)

第16条 利用者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されませぬ。

- 一 きめられた場所以外での喫煙
- 二 施設従事者または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- 三 その他、危険品等の持ち込み

#### 第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

##### (損害賠償責任)

第17条 事業者は、本契約に基づく短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供にあたって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任をおいます。第14条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

#### 第六章 契約の終了

##### (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第18条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
  - 二 要介護認定更新において、利用者が自立と認定された場合
  - 三 第19条にもとづき契約者が契約解除を申し出た場合
  - 四 第20条第1項にもとづき契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合
  - 五 第20条第2項にもとづき契約の解除を通告した場合
- 3 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、居宅介護支援事業所等との連携のもとに、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの契約解除)

第19条 契約者は、この契約の有効期間中、いつでもこの契約を解除することができます。この場合には契約者は、契約終了を希望する日の7日前までに事業者に文書で通知するものとします。

- 2 契約者は、第8条第3項及び第12条第3項により、本契約を解約することができます。

(事業者からの契約解除)

第20条 事業者は契約者が故意に法令や運営規程等に違反しあるいは重大な秩序を乱す行為をし、改善の見込みがない場合には、この契約を即時に解除できます。

- 2 事業者は契約者の行動が他の契約者に対する通常の介護方法ではこれを予防できない場合、即時にこの契約を解除できます。

(精算)

第21条 第18条によりこの契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務および第15条第3項にもとづく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日までに精算します。

## 第七章 その他

(苦情処理)

第22条 利用者またはその家族等は、提供されたサービスに苦情がある場合は、いつでも「重要事項説明書」記載にある事業所の苦情を受け付ける窓口で苦情を申し立てることができます。

- 2 利用者は、介護保険法令にしがたい、市町村および国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

(協議事項)

第23条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、第1条記載の目的のため、当事者が誠意をもって協議して定めるものとします。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。その他として、介護保険外サービス項目で、希望してサービスを受けた場合に当該サービスの利用料金を支払うことに同意します。

契約開始日：令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

契約者	住所 ..... .....
	氏名 印

※ 実際に利用者される方の署名欄です。

署名代行者	住所 ..... .....
	氏名 印
	(契約者との関係)

※ 本人記入の場合は、署名代行者の記入はいりません。

身元引受人	住所 ..... .....
	氏名 印
	(契約者との関係)

事業者 京都市西京区大枝北沓掛町1丁目3番地1  
社会福祉法人 洛西福社会  
理事長 中野 和彦 印

